東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免 に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月14日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第5号

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の 減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免 に関する条例(平成23年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第3号)の一 部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「当該区域の解除・再編後において居住制限区域 及び避難指示解除準備区域に属する世帯であって、平成30年度以前に指定 が解除された区域に属する世帯のうち、後期高齢者医療の被保険者につい て、平成30年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第 318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算 した額が600万円を超える世帯(以下「上位所得層」という。)に該当し ない」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該指示に係る区域の解除・再編後において居住制限区域又は避難指示解除準備区域に属する世帯であって、平成30年度以前に指定が解除された区域に属するもののうち、令和元年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯(以下「上位所得層」という。)に該当しないもの

イ 当該指示に係る区域の解除・再編後において居住制限区域又は避

難指示解除準備区域に属する世帯であって、令和元年度に指定が解除された区域に属するもの

ウ 当該指示に係る区域の解除・再編後から令和2年3月31日までの間において、居住制限区域又は避難指示解除準備区域のいずれにも属さなかった区域に属する世帯

第2条第1項第6号中「ものであって、当該区域の解除・再編後において居住制限区域及び避難指示解除準備区域に属する世帯であって、平成29年度以前に指定が解除された区域に属する世帯のうち、上位所得層に該当しない」を「者であって、次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

- ア 当該指示に係る区域の解除・再編後において居住制限区域又は避難指示解除準備区域に属する世帯であって、平成30年度以前に指定が解除された区域に属するもののうち、上位所得層に該当しない世帯
- イ 当該指示に係る区域の解除・再編後において居住制限区域又は避 難指示解除準備区域に属する世帯であって、令和元年度に指定が解 除された区域に属するもの
- ウ 当該指示に係る区域の解除・再編後から令和2年3月31日までの間において、居住制限区域又は避難指示解除準備区域のいずれにも属さなかった区域に属する世帯

別表第2条第1項第5号に該当する者の項中「令和元年度」を「令和2年度」に、「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、「以降の額」の次に「(同号イに該当する世帯のうち上位所得層に該当するものに属する者については、令和2年4月分から同年9月分に相当する月割算定額に限る。)」を加え、同表第2条第1項第6号に該当する者の項中「令和元年度」を「令和2年度」に、「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、「以降の額」の次に「(同号イに該当する世帯のうち上位所得層に該当するものに属する者については、令和2年4月分から同年9月分までに相当する月割算定額に限る。)」を加え、同表第2条第1項第7号に該当する者の項中「令和元年度」を「令和2年度」に、「令和

2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同表第2条第1項第8号に該当する者の項中「令和元年度」を「令和2年度」に、「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の規定は、令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が到来する令和2年度の保険料額について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。